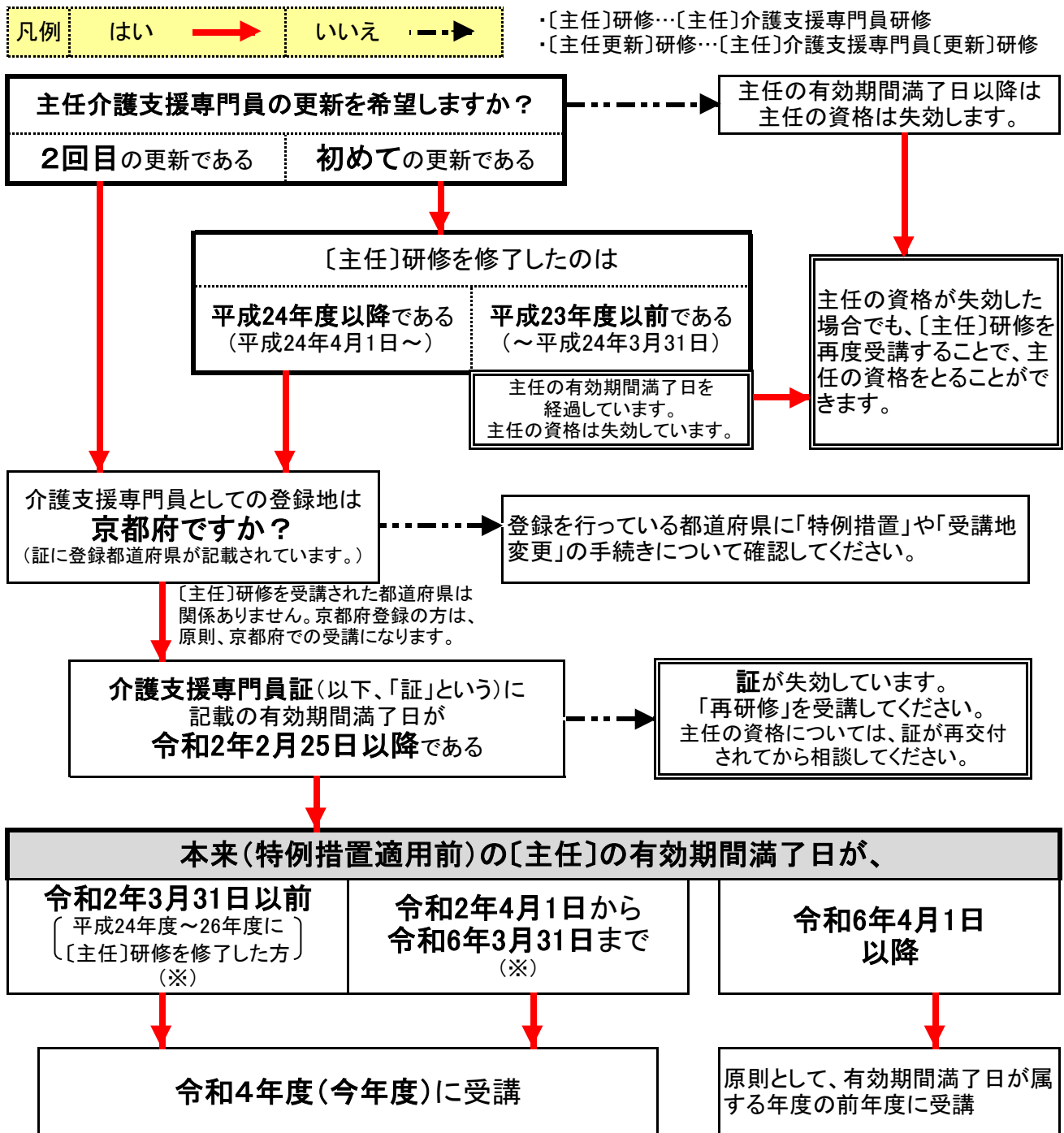


フローチャート（〔主任〕の更新）



（※）「介護支援専門員法定研修の延期等に伴う介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の臨時的な取扱い（特例措置）の変更について」（令和3年3月11日付け3高第295号）及び「介護支援専門員法定研修の延期等に伴う介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の臨時的な取扱い（特例措置）の対象者の拡充について」（令和4年3月16日付け4高第240号）における特例措置の対象者（特例措置の詳細は【介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の特例措置について】を確認してください。）

〔主任更新〕研修受講による証の更新手続きに関する注意事項

- ◎ 証の有効期間満了日までに「〔主任更新〕研修」を修了することで、証の有効期間の更新ができます。
- ◎ 〔主任更新〕研修を修了したあと、
 - ・「主任」の有効期間は、研修修了証書が交付された時点で更新となるため、手続きは不要です。
 - ・「証」の有効期間を更新する場合は、別途更新手続きが必要です。更新手続きをせず、証の有効期間満了日を経過した場合は、主任の資格も失効しますので、ご注意ください。
- ◎ 有効期間に関する詳細は京都府健康福祉部高齢者支援課介護計画・企画係（TEL：075-414-4578）にお問い合わせください。